

議案第 45 号

専決処分事項の承認を求めることについて

次のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成 30 年 6 月 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

東近江市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

専決第3号

専 決 処 分 書

次のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

東近江市長 小 椋 正 清

記

東近江市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東近江市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年東近江市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とする。

第3条の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス事業」を削り、同条第1項中「及び法第115条の12第2項第1号」を削り、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加え、同条第2項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の資格）

第5条 法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

2 前条第2項の規定は、前項の法人又はその役員等について準用する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。